

## 杉並区におけるいじめ対策の強化について

当区はいじめ対策については、杉並区いじめ防止対策推進基本方針等に基づき、学校と教育委員会事務局とが連携協力して取り組んでいるところですが、近年、いじめ問題は多様化、複雑化し、かつ件数も増加傾向にあり、令和5年度においては、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が4件発生するなど、これまでになく厳しい状況となっています。

いじめは、児童・生徒の人格形成や心身の健全な成長などにも重大な影響を与えかねない行為であることから、以下のとおり、速やかに具体策を講じるとともに、区はいじめ対策を総合的に推進するための基本的な考えをまとめた「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組を進めることとします。

### 1 いじめ対策強化のための体制等の充実

#### (1) 杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の調査審議機能の強化

いじめ重大事態が発生したときは、対策委員会において、いじめの事実関係を明確にするための調査審議を行うこと等とされているが、いじめ重大事態が複数同時に発生したことにより、対策委員会の委員が担う業務量が増大していることから、委員の過度の負担を軽減し、迅速な対応が可能となるよう、対策委員会の調査審議機能を強化する。

- 現在、いじめ重大事態が4件発生している状況に迅速に対応するため、関係者への聴取や調査報告書の作成等を行うため、新たに弁護士2名を委員として委嘱する（現状1名）。
- 聴取・調査等を円滑に実施するため、業務量に応じた委員報酬を新たに設定する（令和6年第2回臨時区議会に補正予算案を提出）。
- 関係者への聴取や調査報告書の作成等をより迅速かつ円滑に行うための方策や体制については、引き続き検討する。

#### (2) 教育委員会（事務局及び済美教育センター）における人員の強化

対策に要する業務量の増大に対応するため、対策委員会を補助するなどの教育委員会事務局内の人員を増員する。

- 当面の対応として、令和6年4月1日付けで係長級職員1名を庶務課に配属したところであるが、さらに5月1日付けで済美教育センターに係長級ポストを新設する。今後、いじめ対策の具体化を検討する中で、改めて必要な人員を配置する。

### **(3) 学校法律相談弁護士の増員**

学校があらかじめ法的助言を得る機会を拡充するため、現状3名の「学校法律相談弁護士」を2名増員する（令和6年第2回臨時区議会に補正予算案を提出）。

### **(4) いじめ防止対策研修の実施等**

学校現場における今日的ないじめ問題に対する知見を深め、いじめの未然防止、初期対応の充実等を図るため、校長、副校長及び教員向けに、学校での対応力の強化充実のため外部の専門講師を招いた研修等を実施する（令和6年度当初予算を活用して年度内に実施）。

今後、いじめ対策の具体化を検討する中で、改めて効果的な研修内容への見直しを図る。

## **2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定等**

今後のいじめ防止対策をより一層総合的かつ効果的に推進するため、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定を進めるとともに、いじめ対策に係る基本理念やいじめを防止するための区、学校・教員、保護者の責務、対策委員会等の基本的な対策のスキーム等を盛り込んだ「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」を制定する。

## **3 今後の主なスケジュール（予定）**

令和6年4月	令和6年第2回臨時会に「杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正案及び関連する補正予算案を提出
8月	「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定
9月	令和6年第3回定例会に条例骨子案を報告
10月	区民等の意見提出手続
令和7年2月	令和7年第1回定例会に条例案を提出
4月	条例施行